明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二四三）　二
○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四四）　二

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件（**法務**二五三、二五四）　二
○原戸籍が滅失した件（**同**二五五）　二
○除籍が滅失した件（**同**二五六～二五八）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**二五九～二六四）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**二六五、二六六）　三
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一一）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一一二）　四
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一一三）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一九一二）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**一九一三）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一九一四）　四
○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**七一）　六
○国立公園の公園事業を廃止する件（**同**七二）　六
○国立公園の公園事業を変更する件（**同**七三）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八八、一八九）　八
○道路に関する件（**中部地方整備局**七三）　九
○道路に関する件（**中国地方整備局**七四）　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　九

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九

産業

標準仕様書（ＴＳ）の公表について（経済産業省）　九
日本工業規格（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、所在不明の賃貸住宅管理業者関係　一〇

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一六

**会社その他**

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二四三号）（国土交通省）

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三〇年法律第四〇号）の施行期日は、平成三〇年八月三一日とすることとした。

**◇海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二四四号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係（第四条関係）

国土交通省鉄道局鉄道事業課の所掌事務に、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三〇年法律第四〇号）により創設された独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務に関することを追加することとした。

二　関係政令の一部改正関係（第一条～第三条関係）

司法書士法施行令（昭和五三年政令第三七九号）等の関係政令について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三〇年八月三一日）から施行することとした。